

「ごみ処理計画の課題」について

□ 分別収集区分の統一と、ごみ減量化の施策について、また既存施設の統廃合についてお尋ねします。



旧町のままの清掃センター

◆答弁 - 19 年 3 月に志摩市廃棄物減量推進協議会を設置し、対応等を検討しているところでございます。ごみ分別の統一は収集方法も含めて、分別をどうして行くのか早期に詰めていきたいと思っております。レジ袋有料化・マイバック運動について、本年度中を目処に実施に向けて準備をしております。生ごみ削減は大事な課題であり、具体的な目標数値を持って取り組みを行いたいと思っております。使用済みてんぷら油等についても、有効利用する積極的な取り組みを行いたいと思っております。清掃施設の集約化について各施設を調査中であり、適正な人員規模の把握、住民への説明・周知など、できる限り早い時期に統合することに取り組んでいきます。

□ 志摩市でも『使用済み食用油の回収システム』を早急に確立すべきであると思っておりますがどのように考えてみえますか。

◆答弁 - 事業者から廃棄される廃食用油はほとんど処理されていますが、家庭からの廃食用油は生ごみとして回収されております。現在、担当課において調査・研究をしているところですが廃食用油の回収システムの確立に向けては、市民の協力、市民団体との協働が必要と考えます。また資源としての循環を考える必要もあり、試行的な取り組みを行い、可能性の検証をする必要があると考えております。

「志摩市まちづくり基本条例」制定

条例の制定についての議案が 6 月議会に提出され可決されました。この条例は平成 20 年 8 月 1 日から施行されます。この条例は志摩市のまちづくりの基本事項について定める最高規範であり、他の条例等の制定及び改廃に当たってはこの条例の趣旨を最大限に尊重しなければならないのです。市民はまちづくりについて情報を知る権利と参画する権利を有します。市民はまちづくりの主体であり、自らの発言と行動に責任を持ち、積極的に参画するよう努めなければならないとあります。

＜市民自治活動＞について

市民はまちづくりの活動に自主的に参画し地域課題の解決に向けて協力して行動するものとするとうたわれ、市民は地域社会の良好な環境の維持及び増進のため自主的に自治会などの地域コミュニティに参画するとなっております。そして行政と自治会などは協働によるまちづくりを実践する制度として「市民集会システム(仮称)」を整備するものであります。



鵜方公民館



神明公民館

市税・滞納額状況！

現在、志摩市の市税(市民税、固定資産税、たばこ税他)・国保税(国民健康保険税)などの税金の滞納額と上下水道料や病院会計などの公共料金の納められていない未収金を全て合計しますと、その金額は約 33 億円にもなります。このなかで約 20 億円以上を占める市税の滞納額状況を各町別と市全体の合計を報告いたします。下の表のように 19 年度市税滞納額も 21 億 7,761 万円になります。

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
浜島町	2 億 9,320 万円	2 億 6,970 万円	合併後、市税などは各町別に集計するシステムでないため滞納額は市全体のものです。		
大王町	1 億 7,268 万円	2 億 8,591 万円			
志摩町	1 億 9,410 万円	1 億 3,940 万円			
阿児町	7 億 5,254 万円	8 億 2,562 万円			
磯部町	2 億 4,482 万円	2 億 7,303 万円			
志摩市合計	16 億 5,734 万円	17 億 9,366 万円	21 億 3,503 万円	22 億 7,068 万円	21 億 5,716 万円

平成 19 年度 (20 年 3 月 31 日現在) 市税の状況				
	予定した税額	決定した税額	納められた税額	収納率
市民税	21 億 6,449 万円	25 億 1,952 万円	21 億 1,183 万円	83.8%
固定資産税	32 億 20,15 万円	47 億 5,545 万円	32 億 6,571 万円	68.7%
軽自動車税	1 億 3,029 万円	1 億 5,924 万円	1 億 2,938 万円	81.2%
市たばこ税	3 億 9,380 万円	3 億 9,380 万円	3 億 9,380 万円	100%
特別土地保有税	20 万円	2 億 4,051 万円	10 万円	0.0%
入湯税	1 億 270 万円	1 億 1,642 万円	1 億 652 万円	91.5%
合計	60 億 1,164 万円	81 億 8,496 万円	60 億 735 万円	73.4%

「市議会議員定数 4 人削減で 22 人に！！」

19 年 6 月議会に議員発議で提出されておりました「議員定数条例の制定について」は 12 月議会に議会改革特別委員会に付託されて審査されてきましたが 20 年 6 月 25 日、この定数条例を認め、議員



定数は 26 人から 22 人に改正し、次の一般選挙から施行するという議員定数条例の制定がこの日の本議会で多数決により可決されました。